

堺市住宅まちづくり審議会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市住宅まちづくり審議会条例施行規則（平成13年規則36号）第7条第3項の規定に基づき堺市住宅まちづくり審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会場の規模等を考慮の上、会議の都度議長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴を申し出て、係員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- (4) 写真機又は録音機の類を携帯している者（第6条の許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員の発言に対して拍手、やじその他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケンの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の許可)

第6条 議場の様子を撮影し、又は録音しようとする者は、あらかじめ審議会の許可を受けなければならない。

(秩序の維持)

第7条 議長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させなければならない。

2 議長は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

(堺市住宅審議会の傍聴に関する要綱の廃止)

2 堺市住宅審議会の傍聴に関する要綱（平成 4 年制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。